

## 入札金額の内訳書の提出に関する取扱の改正について

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正されたことに伴い、ダンピング受注の防止（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。）等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類（以下、「内訳書」という。）を提出するものとされました。

このことから区では、下記のとおり「入札金額の内訳書の提出に関する取扱」を改正します。

### 記

#### 1 対象工事

（改正前）1件予定価格が5千万円以上の工事

（改正後）区が一般競争入札又は指名競争入札により実施する全ての工事

#### 2 内訳書の作成及び提出方法

##### （1）作成方法

内訳書は、区の配付した参考内訳書又はこれに準ずるものに、入札者が設計数量、単位及び単価などの必要事項を記載した内訳書を作成するものとします。

##### （2）提出方法

###### ①電子入札

入札者に電子入札書の添付データとしてあらかじめ送信させるものとします。

※ただし、契約担当者の指示する期限までに持参等により提出することを認めた場合は、この限りではありません。

###### ②紙入札

開札場所に持参させるものとします。

※現在、原則として紙入札は実施していません。

#### 3 適用

平成27年4月1日から施行し、これ以降に公告又は指名をする入札に適用します。